緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百六万円

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）が第一条の規定による改正後の港湾の施設の技術上の基準を定める省令の規定に適合しない場合においては、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	二百二万円
	その他の施設	八十三万九千円

告　示

○法務省厚生労働省告示第十号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部の施行に伴い、並びに外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十八条の規定に基づき、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信

監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示

監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（平成二十九年法務省厚生労働省告示第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針	監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針
第一　趣旨 この指針は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三に定める事項等に関し、監理団体及び団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。 また、法第四十三条の規定により監理団体が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。	第一　趣旨 この指針は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に定める事項等に関し、監理団体が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。 また、法第四十三条の規定により監理団体が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律第八条の規定に基づき監理団体が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。
第二　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示） 一　監理団体による労働条件等の明示 ㈠　監理団体は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。 ㈡　団体監理型実習実施者等は求人の申込みに当たり監理団体に対し、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。	第二　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示） 監理団体は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）に対し、その者が従事すべき業務の内容及び労働条件（以下「労働条件等」という。）を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。 一　明示する労働条件等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。 二　団体監理型技能実習生等に具体的に理解されるものとなるよう、労働条件等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。 三　団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。